

令和 8 年度

中小企業国内販路開拓助成金 申請にあたって

概要

- ☐ 申請受付期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 28 日まで（予算上限に達し次第締切り）
- ☐ 助成対象の展示会等 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までに出展を完了するもの
- ☐ 助成額 補助対象経費の 3 分の 2 以内・上限 20 万円
- ☐ 助成対象者 直近 3 期の平均売上高が 1 億円以上 10 億円未満で、
県の「成長志向企業宣言」の認定を受けた県内中小企業

【成長志向企業宣言とは

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html>】

申請前に必ず確認してください

- ☐ 出展申込み（仮予約を含む）を除き、交付決定前に発注・契約・支払いを行えません。
※事前着手届が受理された場合に限り、発注・契約のみ交付決定前に行うことができます。
- ☐ 実績報告書類（経費の支払いに係る証拠書類等の提出）を、事業完了後 20 日以内または
令和 9 年 3 月 1 日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。

申請から助成金交付までの流れ

手順		重要事項
1	対象要件を確認	県から成長志向企業宣言の認定を受けます。
2	必要書類を準備	見積書、展示会概要、申請書等をそろえます。
3	電子申請	ながの電子申請サービスから県へ申請します。
4	審査・交付決定	県から、審査の結果を通知します。
5	発注・契約・出展	交付決定後に発注・契約します。※事前着手届を提出した場合を除く
6	経費支払い・実績報告	提出期限までに証拠書類と実績報告書を県へ提出します。
7	交付額の確定	県から交付額が通知されます。
8	請求書提出・助成金交付	請求書を県へ提出し、県から助成金が交付されます。

申請にあたっては、必ず、要綱及び次ページ以降の申請要領を御確認ください。

令和 8 年度中小企業国内販路開拓助成金 申請要領
～売上高 10 億円突破支援プロジェクト～

1 助成対象者

売上高10億円突破支援プロジェクト実施要領（以下「実施要領」といいます。）第 2 条に基づく「支援対象者」

【実施要領第 2 条に基づく支援対象者】

次のいずれも満たす者とします。

- (1) 県内中小企業であって、直近 3 期の平均売上高が 1 億円以上10億円未満である者
- (2) 成長志向企業宣言を県へ行い認定を受けた者

※「県内中小企業」の定義など詳細は実施要領を御確認ください。

2 助成対象とする展示会等

令和 8 年10月 1 日（木）から令和 9 年 2 月28日（日）までの間に出展を完了する展示会、見本市、商談会、レセプション等（以下「展示会等」といいます。）で、次の全ての要件を備えているものが対象です。

- (1) 助成対象者の技術、製品、商品又はサービスの販路開拓に資するもの。
- (2) 消費者への販売を主な目的としたものでないこと。ただし、バイヤーが参加するなど、将来的に事業者間取引の開拓・拡大に繋がると見込まれるものは助成対象とする。
- (3) 国内で開催されるもの。オンライン展示会にあっては国内の販路開拓を主な目的としたもの。
- (4) 国内の行政機関又は公的支援機関が共同出展者を募集する展示会等でないこと。
- (5) 助成対象経費について、他の国内の行政機関又は公的支援機関から助成等を受けていないこと。

対象外となる主なケース

- ・主催者の都合などによる展示会等の延期により、出展完了日が令和 9 年 3 月 1 日（月）以降になった場合。
- ・事前着手届を提出し、県から受理通知をされる日前に、発注・契約行為（出展申込み（仮予約を含む）は、除く。）を行った場合。
- ・交付決定前に支払いをした場合の当該経費。

助成対象となる展示会等について、御不明の場合は事前にお問合せください。

3 助成対象経費及び助成率等

区分	助成対象経費	助成率	助成上限額
展示会等への出展	(1) 出展料 主催者に直接支払う小間料 ※長野県産業振興機構又は長野県が共同出展者を募集する、「長野県コーナー（ブース）」への出展の場合は対象外	助成対象経費の3分の2以内	20万円
	(2) 装飾料 主催者又は装飾を行う事業者へ直接支払う装飾・備品料等		
	(3) オプション費用（オンライン展示会に限る） 主催者へ直接支払うものに限る。		

4 受付期間 令和8年9月1日（火）から令和8年12月28日（月）まで

※申請額の合計が予算額に達した場合は受付を終了します。

5 申請方法等

(1) 提出方法

「ながの電子申請サービス」で御提出ください。

(URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76978)

(2) 提出書類

	提出書類	備考
1	中小企業国内販路開拓助成金交付申請書【様式第1号】	様式は、県ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html
2	実施計画書【様式第1号別紙】	
3	履歴事項全部証明書（法人の場合）	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
4	展示会等の概要がわかるもの	事業者との商談や提案機会が中心の内容になっていることがわかるよう、プログラムの内容や参加者がわかるもの。
5	各経費金額の根拠となる書類	内訳がわかる見積書等
6	成長志向企業宣言書	県の認定を受けたもの
7	事前着手届【様式第2号】（該当者のみ）	令和8年9月1日から提出可 ※県からの受理通知日より前に発注等を行った経費は助成対象外です。

6 実績報告について

(1) 提出期限

助成事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は、令和9年3月1日（月）のいずれか早い日まで

(2) 提出方法

	宛先	備考
メール	chusho@pref.nagano.lg.jp (長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係)	メールの標題に、 「中小企業国内販路開拓助成金」 と記入してください。

(3) 添付書類

	提出書類	備考
1	中小企業国内販路開拓助成金実績報告書 【様式第7号】	様式は、県ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.nagano.lg.jp/keiei/shien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html
2	経費の支払に係る証拠書類	見積、発注、契約、納品、請求、領収関連書類、金融機関発行の振込金受取書、インターネットバンキング、振込明細書等の写し
3	実施の様子がわかるもの	出展当日の写真や、当日配布されるパンフレット等
4	展示会出展が確認できる資料（オンライン展示会のみ）	パソコン画面の写し 等

7 その他

- (1) 申請を受理した順に内容の審査を行います。審査を行い適当であると認められたときは助成金の交付を決定し、申請者に通知します。なお、審査に当たり不明な点がある場合は、お問合せさせていただく場合があります。

(2) 助成金の交付は、同一年度において1申請者につき1回限りです。

(3) 過去に中小企業国内販路開拓助成金の交付を受けた者が、同一の展示会等への出展に係る経費を本助成金へ申請する場合は、令和8年度以降の申請から数えて3回を上限とします。

- (4) 事業終了後5年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。

- (5) 主催者の都合によるキャンセル料などの経費は、助成対象とはなりません。
- (6) 助成金の詳細については中小企業国内販路開拓助成金交付要綱（県ホームページからダウンロード可能）を御覧ください。

(7) 交付決定後は、原則、事業内容の変更はできません。やむを得ず変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請を行い、承認を受ける必要があります。（詳細は中小企業国内販路開拓助成金交付要綱第9条を参照ください。）

8 本事業に関する問合せ先

部署：長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係

電話：026-235-7195

E-Mail：chusho@pref.nagano.lg.jp